定例庁議次第

令和８年１月２７日
役場２階第２会議室

１．開　会

２．挨　拶

３．審議事項
なし

４．報告事項
（1）非公開

５．議案事項
（1）吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
（総務課　小林課長）【資料番号２】

（2）吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
（総務課　小林課長）【資料番号３】

（3）吉岡町公共施設等整備基金条例について
（企画財政課　齋藤課長）【資料番号４】

６．その他

７．閉会

様式第２号（第４条関係）

１月２７日　庁議提出案件【概要説明書】

資料番号２

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　総務課長　小林　康弘

【議案名】

議案第１号　吉岡町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

【提案理由】

令和７年人事院勧告等に鑑み、一般職等の職員の給料月額、通勤手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当並びに特別職の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

【概　要】

１　吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正（第１条による改正関係）

（1）　通勤手当の改正

自動車等を使用して通勤する職員の通勤手当の額を距離の区分に応じて、引き上げるもの。

（2）　宿日直手当の改正

宿日直勤務１回当たりの宿日直手当の額を３００円引き上げ、４，７００円とするもの。

（3）　期末手当及び勤勉手当の支給率の改正

令和７年１２月の期末手当及び勤勉手当の支給率を０．０２５か月ずつ引き上げるもの。

（4）　給料表の改正

国家公務員の給料表に倣い、給料表を改正するもの。

２　吉岡町職員の給与に関する条例の一部改正（第２条による改正関係）

（1）　通勤手当の改正

額の上限を定め、区分ごとの額については、規則で定めることとする改正を行うとともに、通勤のために駐車場等を利用し、その料金を負担することを常例とする職員に対する駐車場等の料金に係る通勤手当を創設するもの。

（2）　期末手当及び勤勉手当の支給率の改正

令和８年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率を平均化するもの。

３　吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第３条による改正関係）

令和７年１２月の期末手当及び勤勉手当の支給率を０．０２５か月ずつ引き上げるもの。

４　吉岡町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正（第４条による改正関係）

令和８年度以降の期末手当及び勤勉手当の支給率を平均化するもの。

５　吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第５条による改正関係）

令和７年１２月の特定任期付職員への期末手当及び勤勉手当の支給率を０．０２５か月ずつ引き上げるとともに、特定任期付職員の給料表を改正するもの。

６　吉岡町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正（第６条による改正関係）

令和８年度以降の特定任期付職員への期末手当及び勤勉手当の支給率を平均化するもの。

７　特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正（第７条による改正関係）

令和７年１２月の特別職の職員の期末手当の支給率を０．０５か月引き上げるもの。

８　特別職の職員の給与及び旅費支給条例の一部改正（第８条による改正関係）

令和８年度以降の特別職の職員の期末手当の支給率を平均化するもの。

９　施行期日等

(1)　施行期日（附則第１条第１項関係）

公布の日。ただし、令和８年度以降に係る改正規定は、令和８年４月１日。

(2)　適用期日（附則第１条第２項関係）

第１条、第３条、第５条及び第７条の規定は、令和７年４月１日から適用することとするもの。

(3)　給与の内払い（附則第２条関係）

改正後の令和７年度の給与条例、会計年度給与条例、任期付職員条例及び特別職給与条例の規定を適用する場合には、改正前の各条例の規定により支給された給与は、それぞれ改正後の各条例の規定による内払いとみなすもの。

【上程予定】

令和８年第１回臨時会

様式第２号（第４条関係）

１月２７日　庁議提出案件【概要説明書】

資料番号３

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　総務課長　小林　康弘

【議案名】

議案第２号　吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由】

令和７年人事院勧告等に鑑み、一般職員に準じて議員の期末手当を引き上げるため、所要の改正を行うもの。

【概　要】

１　吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第１条による改正関係）

（1）　議員の期末手当の支給率の引き上げ（第６条関係）

令和７年１２月の期末手当の支給率を０．０５か月引き上げるもの。

２　吉岡町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（第２条による改正関係）

（1）　吉岡町議会議員の期末手当の支給率の改正（第６条関係）

令和８年度以降の期末手当の支給率を平均化するもの。

３　施行期日等

（1）　施行期日（附則第１条第１項関係）

公布の日。ただし、令和８年度以降の期末手当の支給率に係る改正規定は、令和８年４月１日。

（2）　適用期日（附則第１条第２項関係）

第１条の規定は、令和７年４月１日から適用することとするもの。

（3）　期末手当の内払い（附則第２条関係）

令和７年度において、改正前の議員報酬条例の規定により支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定により支給される期末手当の内払いとするもの。

【上程予定】

令和８年第１回臨時会

様式第２号（第４条関係）

資料番号４

１月２７日　庁議提出案件【概要説明書】

●内　　容【３．議案事項（１．議案)】
○公　　開【１．公開】
○公開時期【１．庁議後】
○概要説明【１．要】

付議者　企画財政課長　齋藤　智幸

【議案名】

吉岡町公共施設等整備基金条例

【提案理由】

公共施設等の整備改修等の計画的な実施に当たり必要な財源確保に資するため、基金を設置するもの。

【概　要】

１　趣旨（第１条関係）

条例の趣旨を定めるもの。

２　設置（第２条関係）

吉岡町の公共施設、公用施設その他の町が所有する建築物及び工作物の計画的な整備、改修又は除却を行うための事業に要する経費を確保するための基金を設置するもの。

３　積立て（第３条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするもの。

４　管理

(1)　基金に属する現金を金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管するものとすること。（第４条第１項関係）

(2)　必要に応じて基金に属する現金を最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるものとすること。（第４条第２項関係）

５　運用益の処理（第５条関係）

基金の運用から収益が生じた場合は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に繰り入れるものとすること。

６　繰替運用（第６条関係）

財政上必要があると認められるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定め、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものとすること。

７　処分（第７条関係）

　基金は、公共施設等の整備改修等に関する事業に係る財源に充てる場合に限り、処分することができるものとすること。

８　施行期日（附則関係）

　公布の日

【上程予定】

　令和８年第１回定例会